

## 行政組織の見直し 企画政策課 ☎32-8005 📠76-5021 ✉kikaku@city.aichi-miyoshi.lg.jp

社会情勢の変化や多様化する市民ニーズに的確に対応し、より効果的かつ効率的で持続可能な組織体制とするため、令和5(2023)年4月1日に組織の見直しを行います。



ホームページ

### 見直しの視点

- 分かりやすく利用しやすい組織
- 効果的かつ効率的で持続可能な組織
- 重要課題に効果的に対応できる組織

### 見直しの内容

- 市長事務部局(病院事業を除く)と教育委員会事務局を下表のとおり統合再編し、組織マネジメントを強化
- 将来を担う子どもに関する施策をさらに充実させるため、

子育て健康部を再編し、こども未来部へ名称を変更

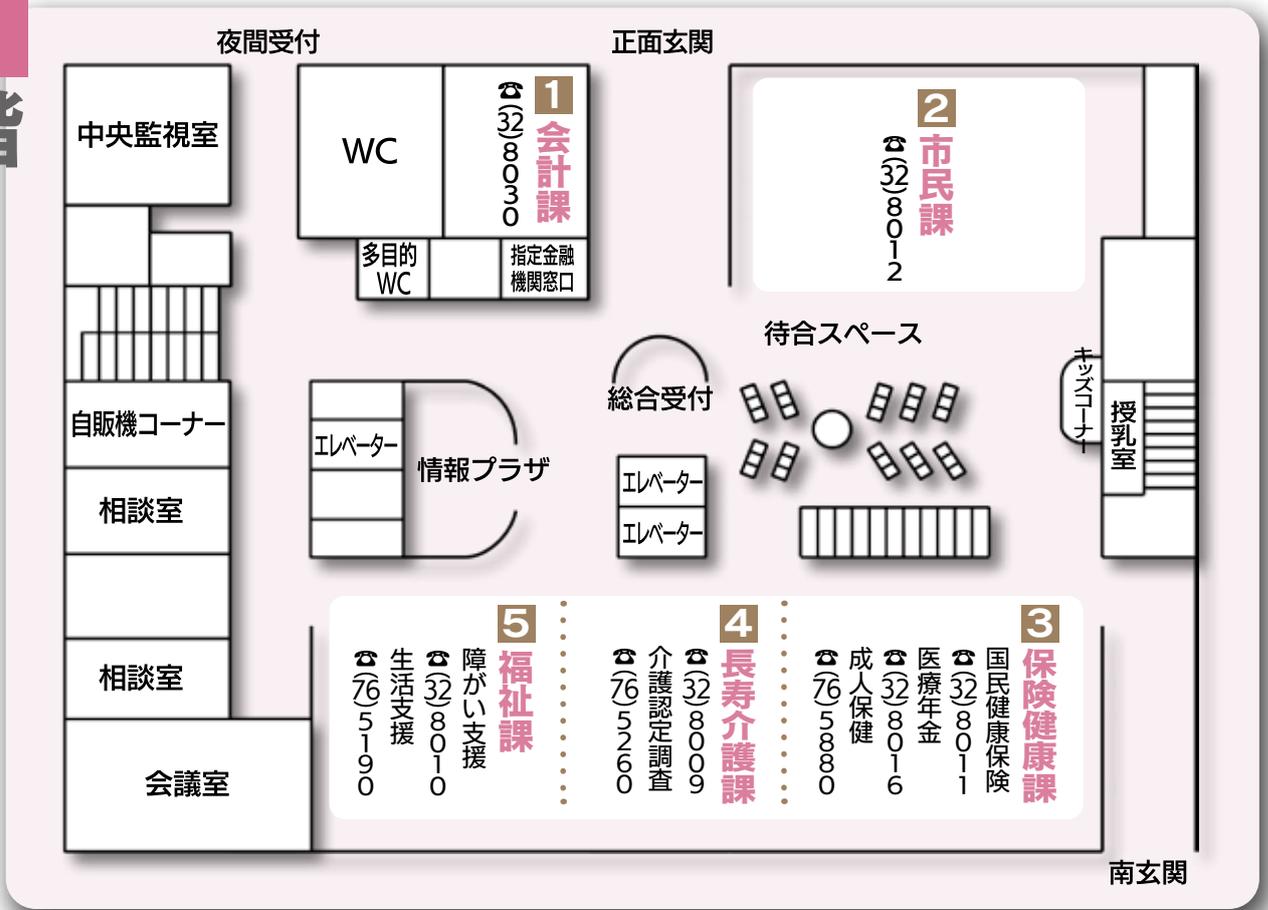
- 健康と福祉に関する施策を一体的に進めるため、健康推進課の成人保健に関する業務を福祉部へ移管
- 経営的な視点に立った行財政運営を進めるため、政策推進部を経営企画部に名称変更するとともに、公共施設などの今後のあり方について総合的に検討するため、財政課に施設マネジメント推進室を新設
- デジタル化推進やゼロカーボン推進など組織横断的な新たな行政課題に対応するため、デジタル化推進室およびゼロカーボン推進室を企画政策課の所管に変更

## 組織見直しに伴う担当課の新旧対照表

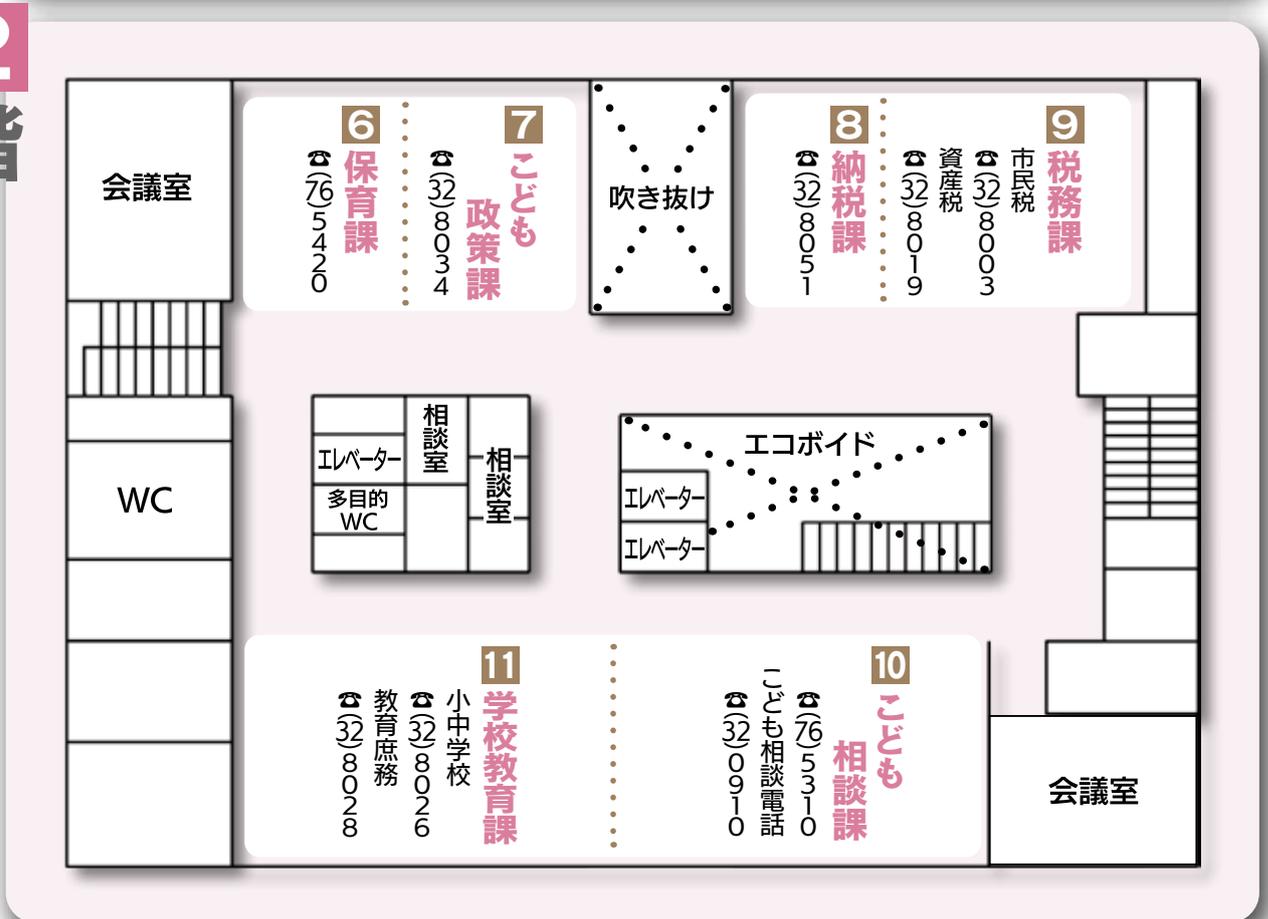
新		旧	
部	課	課	主な移管業務
経営企画部	企画政策課		
	デジタル化推進室	広報情報課から移管	デジタル化推進、業務システム管理運用
	ゼロカーボン推進室	環境課から移管	ゼロカーボン推進
	秘書広報課	秘書課	秘書、危機管理、儀式・褒章・表彰
		広報情報課	広報広聴、行政情報収集・保存
	財政課		
施設マネジメント推進室	【新設】	施設マネジメント推進、市有財産管理	
総務部	総務課		
	人事課		
	防災安全課	総務課	安全運転管理
	協働推進課	所管部の異動	
福祉部	福祉課		
	長寿介護課		
	保険健康課	保険年金課	国民健康保険、福祉医療
健康推進課		成人保健、予防接種、感染症対策	
こども未来部	こども政策課	子育て支援課	児童健全育成、児童福祉関係手当
		教育行政課	青少年健全育成
	保育課	子育て支援課	保育園・幼稚園、児童発達支援
	こども相談課	子育て支援課	児童家庭相談、女性相談
		健康推進課	母子保健、保健センター

新		旧		
部	課	課	主な移管業務	
市民経済部	産業振興課			
	産業振興課分室			
	生活環境課	都市計画課	市営住宅、土壤汚染防止	
	市民課	市民情報サービスセンター		
		税務課		
	納税課			
都市建設部	道路河川課			
	下水道課			
	都市計画課	企画政策課	公共交通	
	公園緑地課	企業立地推進室	企業立地、土地開発公社	
会計管理者	会計課			
市民病院事務局	管理課			
教育委員会	学校教育課	教育行政課	教育委員会、学校施設	
		学校教育課	教育支援、教育施策	
		子育て支援課	放課後児童クラブ	
	学校給食センター	学校給食センター		
		スポーツ課(総合体育館内)		
	生涯学習推進課(図書館学習交流プラザ内)	教育行政課	社会教育、勤労文化会館管理運営	
歴史民俗資料館	教育行政課から移管	歴史民俗資料館管理運営、文化財保護		
議会事務局	議事課			
監査委員事務局				

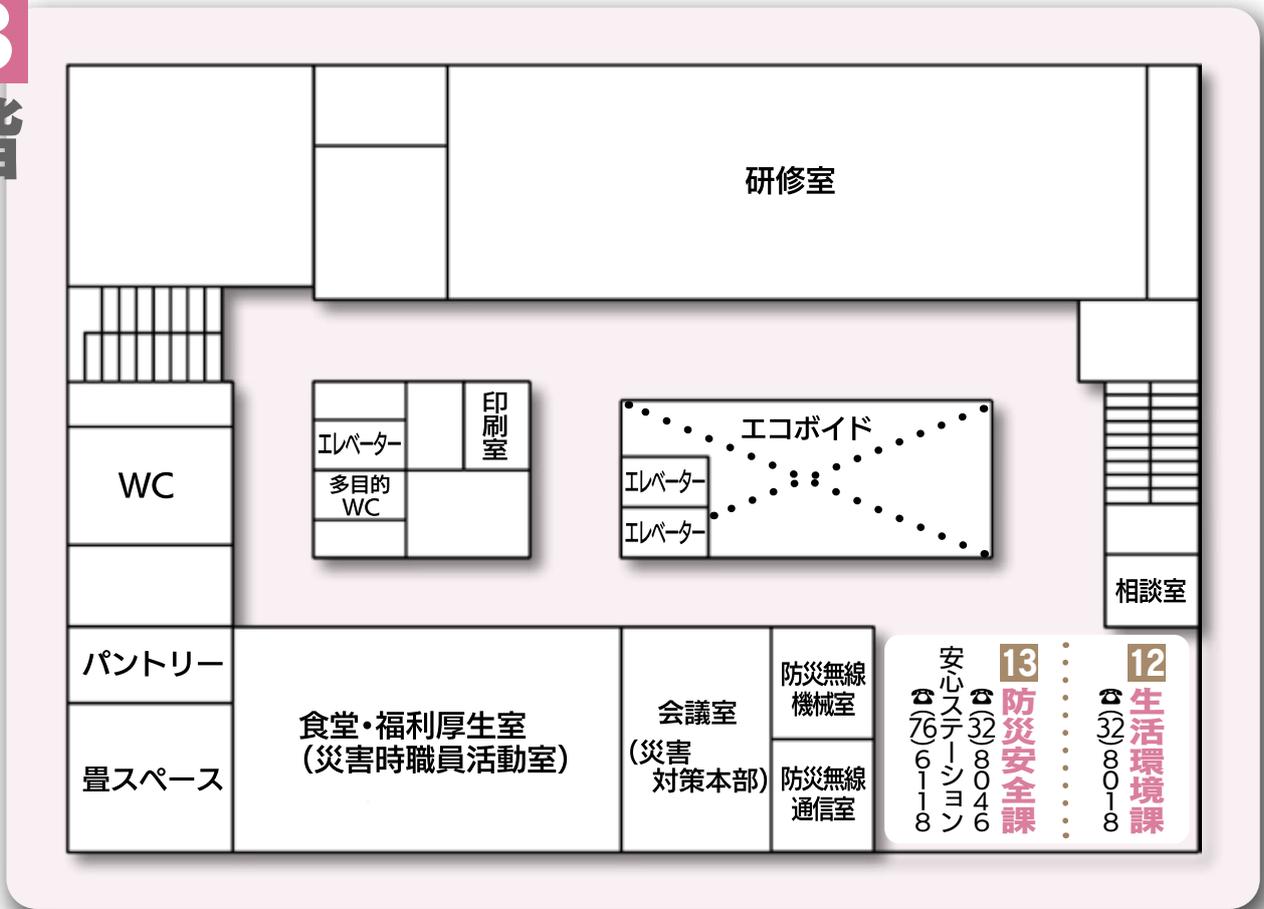
# 1階



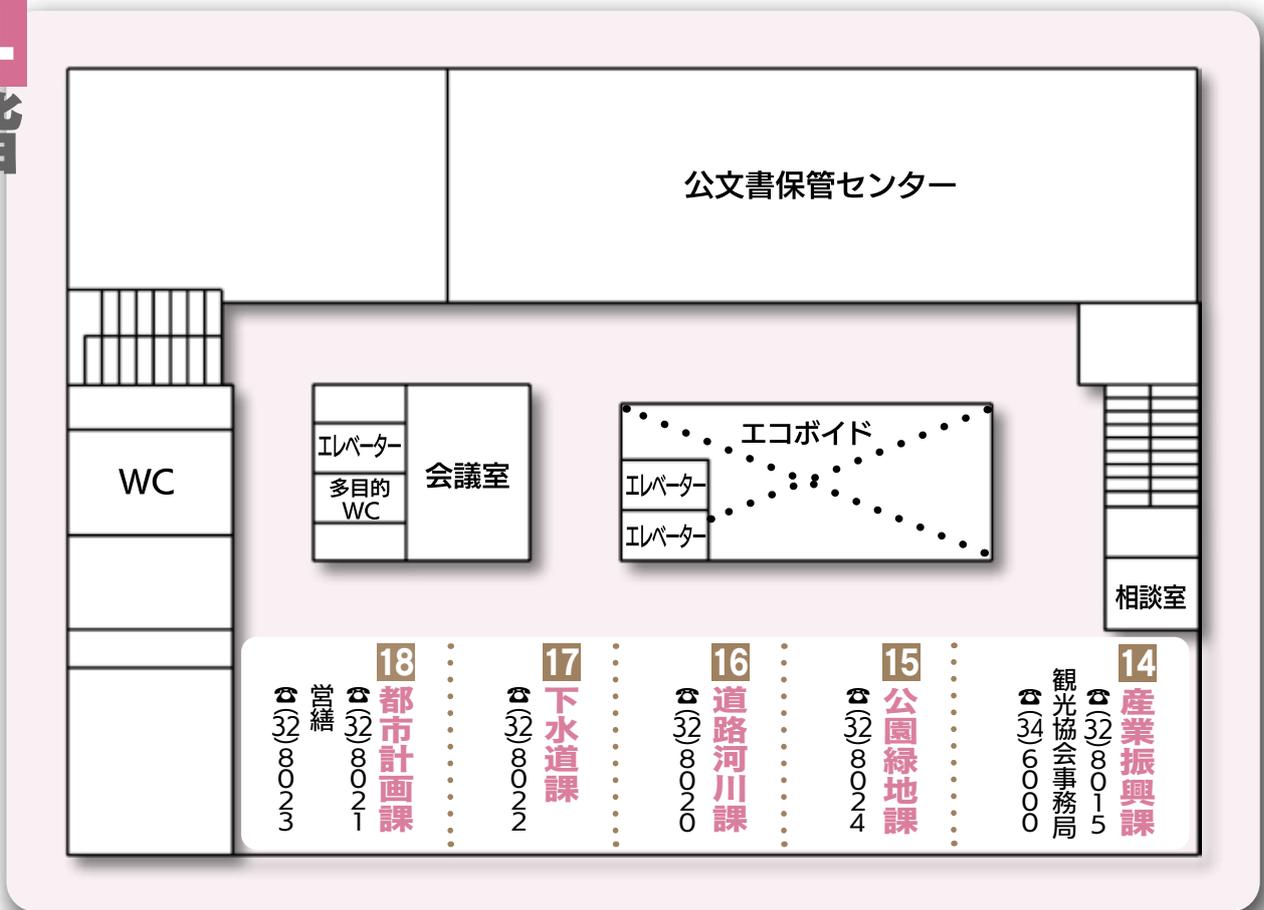
# 2階



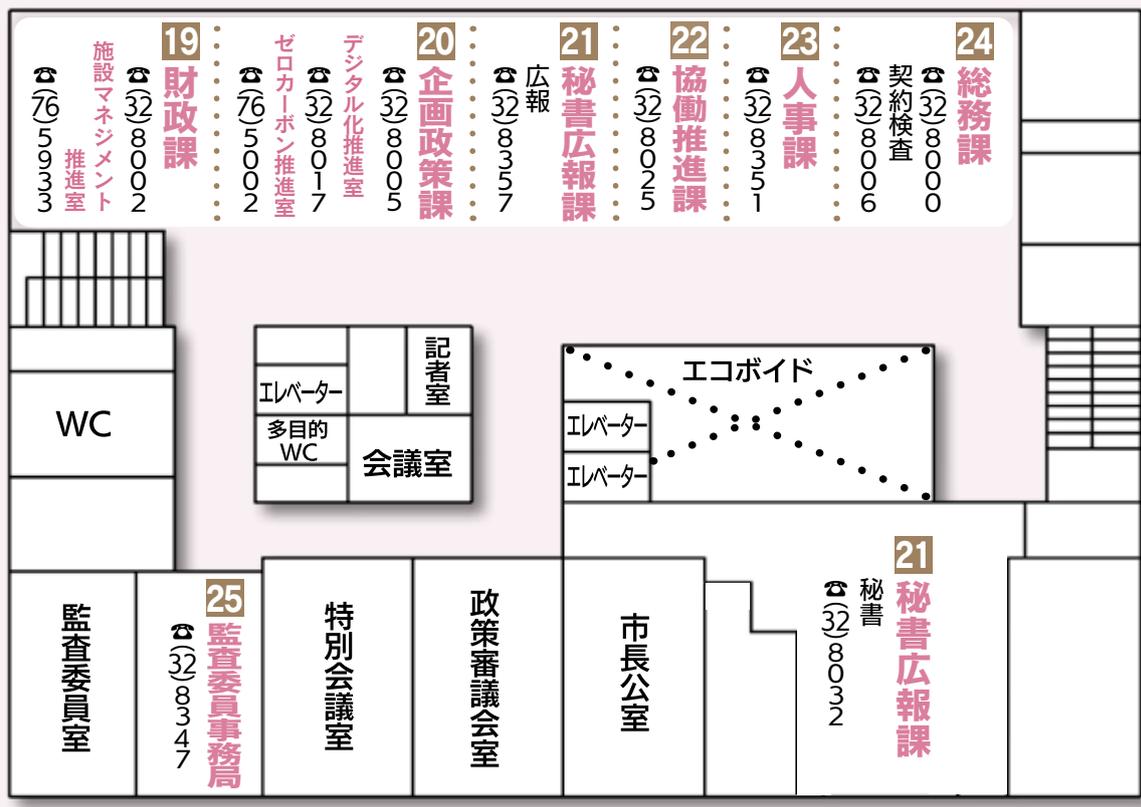
3階



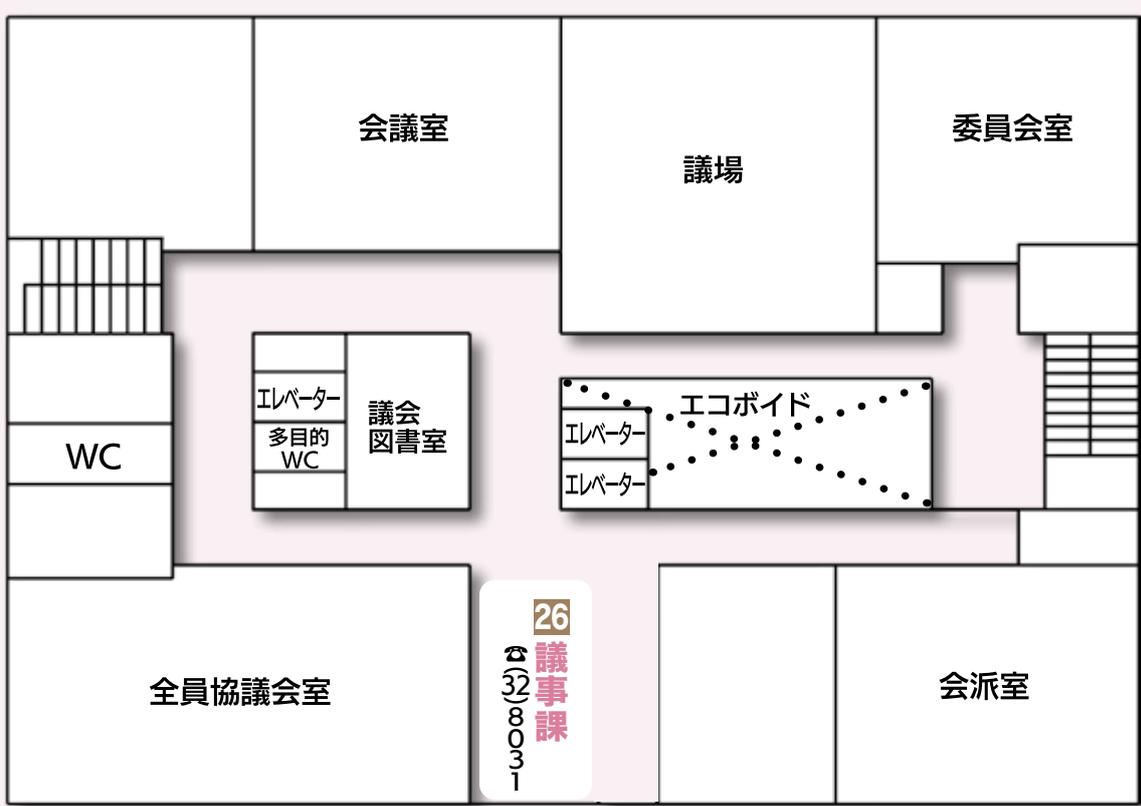
4階



# 5階



# 6階



## 休日臨時窓口を開設します 市民課 ☎32-8012 FAX32-8048

毎年、3月下旬から4月上旬は、転入や転出などの手続きで窓口が大変混雑します。窓口の混雑緩和や平日に手続きができない人のために、休日臨時窓口を開設します。

休日臨時窓口では取り扱い業務が限られていますので、事前にご確認いただき、お越しく下さい。

### 【休日臨時窓口開設日時】

3月25日(土)・26日(日)  
4月8日(土)・9日(日) 9:00～12:00



### 休日臨時窓口で取り扱う業務

#### ■市民課 (市役所1階) ☎32-8012

▶住民異動(みよし市への転入や市内での転居、市外への転出、世帯変更など)の届け出

※国外からの転入、他市町村へ確認が必要な異動および住民基本台帳カードやマイナンバーカードを利用した転入届は除きます。他市町村から転入の場合は、事前に前住所地での転出手続きが必要です。

▶各種証明書(住民票(広域交付を除く)、印鑑登録証明書、戸籍証明、税証明(住宅用家屋証明を除く)など)の発行

▶戸籍に関する届け出

※受理証明書の当日発行はできません。

▶印鑑登録の申請

※印鑑登録証明書は、申請当日に発行できない場合があります。

▶マイナンバーカードの交付、電子証明書の更新

※必要書類を持参の上、本人の来庁が必要です。

▶返戻された通知カード、個人番号通知書の受け取り

※本人確認書類(運転免許証、パスポートなど)が必要です。

#### 「みよし市なう！」で混雑状況を確認

ホームページの市民課窓口情報サイト「みよし市なう！」から窓口の混雑状況を確認できます。待ち時間回避のため、ぜひご利用ください。



みよし市なう！

住民異動届・戸籍届に伴うものに限りに、下記の届け出や手続きも受け付けます。

#### ■保険年金課 (市役所1階) ☎32-8011

(4月から保険健康課)

▶国民健康保険の資格取得、喪失、変更の届け出

▶国民年金の異動の届け出

▶後期高齢者医療保険の届け出

▶子ども医療、障がい者医療、母子家庭等医療、後期高齢者福祉医療の各種申請

※上記の業務であっても他の機関に確認が必要となる場合は、取り扱いできない場合があります。

#### ■長寿介護課 (市役所1階) ☎32-8009

▶介護保険の資格取得、喪失、変更の届け出

▶高齢者福祉サービスの変更、廃止の手続き

#### ■福祉課 (市役所1階) ☎32-8010

▶障がい者手帳、障がい者手当、自立支援医療の手続き

#### ■子育て支援課 (市役所2階) ☎32-8034

(4月からこども政策課)

▶児童手当の手続き

▶児童扶養手当、愛知県遺児手当、みよし市遺児手当の手続き(新規申請を除く)

#### ■税務課 (市役所2階) ☎32-8003

▶原動機付自転車標識(ナンバープレート)の返納手続き(転出者)、交付手続き(転入者)

※交付手続き(転入者)は、廃車受付書(廃車申告済証)がある場合のみ対応できます。

## 4月1日から越境した枝が切れるようになります

環境課 ☎32-8018 FAX76-5103

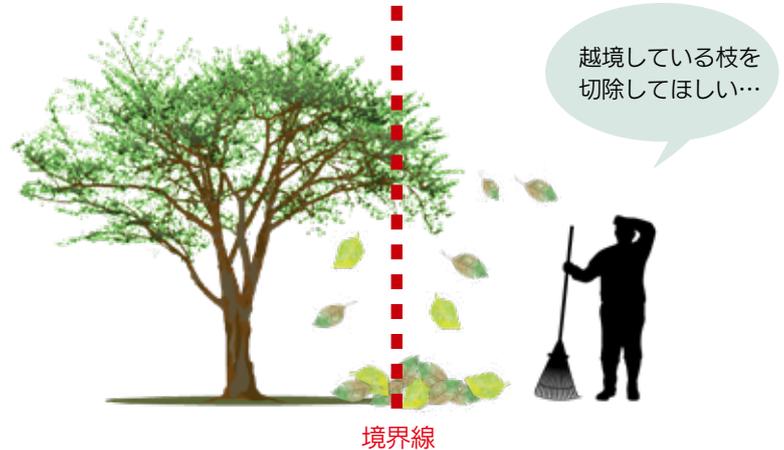
これまでは隣の土地に生えている竹木の枝が自分の所有する土地に越境してきた場合、自分で切除することはできず、竹木の所有者に枝を切除させるか、裁判の手続きを経

て切除する必要がありました。こうした問題を解決するため民法が改正され、一定の条件のもとであれば越境した枝を自ら切除することができるようになります。

### 【これまでのルール】

(令和5(2023)年3月31日まで)

- 隣地から竹木の「枝」が越境してきても自分で切除することができない
- 隣地から竹木の「根」が越境してきたら自分で切り取ることができる



そこで…



民法の改正により、令和5(2023)年4月1日から下記の場合において、土地の所有者は隣地から越境した枝を自ら切除することが認められるようになります。

①

竹木の所有者に枝を切除するよう催告したにもかかわらず、竹木の所有者が相当の期間内に切除しないとき

【例】相手に切除が必要な状態や理由、期限などを記した文書を送ったが切除してもらえない場合など

②

竹木の所有者を知ることができず、またはその所在を知ることができないとき

【例】不動産登記簿などの公的な記録により、所有者へ通知しても返送された場合などで、所有者の所在が分からない場合など

③

急迫の事情があるとき

【例】台風で隣地の木の枝が折れ、落下して建物を壊す恐れがある場合など



この新しいルールによって、越境した枝を自ら切除することが認められ、隣地が所有者不明土地であっても、対処することが可能になります。

あらかじめ竹木の状態や切除が必要な理由、切除の期限などを相手に伝えれば、枝を切除するのに必要な範囲で隣地を使用することができます。また切除費用は不法行為に基づく損害賠償請求として隣地所有者に請求することができます。ただし①の催告は隣地が共有地である場合は共有者全員に催告する必要があります。

なお「隣地の竹木の根が境界線を越えるときにはその根を切り取ることができる」という現行ルールは変更ありません。

越境した枝の問題は、それぞれの土地の所有者同士で解決していただくこととなります。竹木の切除の条件や手続きは民法に定められていますので、詳しくは環境課や市役所で行っている一般住民相談や弁護士、司法書士などにご相談ください。

## みよし市と株式会社中日ドラゴンズの間における相互支援協定締結

スポーツ課 ☎32-8027 FAX34-6030

1月20日(金)、市と株式会社中日ドラゴンズの間における相互支援協定締結式が行われ、<sup>おやまたすく</sup>小山祐市長と株式会社中日ドラゴンズ吉川克也代表取締役社長<sup>よしかわかつや</sup>オーナー代行が協定書に署名をしました。これは地域社会における文化、教育、まちづくりなどの振興に関し、相互の連携・協力によりスポーツを通して活力ある個性豊かなまちづくりを推進することを目的としたもの。吉川社長オーナー代行は「野球をはじめ、スポーツを通して地域を盛り上げていきたいです。これを機にますますみよし市との交流を深めていけたらと思っています」と話しました。今後ドラゴンズベースボールアカデミーみよし市校の開校や中日ドラゴンズOBによる野球教室などさまざまな連携事業を予定しています。



## 障がい者手帳の提示でさんさんバス乗車料金が無料になります

福祉課 ☎32-8010 FAX34-3388

市では障がいのある人がさんさんバスに乗車する際の料金を全額助成しています。これまでは申請者に「さんさんバス料金助成利用券」を配布し、乗車時にさんさんバス運転手に利用券の提示をお願いしていましたが、4月からは「さんさんバス料金助成利用券」の代わりとして「各種障がい者手帳」をご提示ください。



ホームページ

### 【対象者】

市内在住の身体障がい者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳を持っている人



## 心身障がい者タクシー料金助成利用券の交付

福祉課 ☎32-8010 FAX34-3388

市では障がいのある人がタクシーに乗車する際の料金を助成しています。4月1日以降に使用できる助成利用券の申し込みを受け付けます。

### 【助成内容】

36枚つづりの利用券を年間1冊

※1枚620円分で、1回につき6枚まで使用できます。

### 【対象者】

市内在住の1・2級の身体障がい者手帳、A判定の療育手帳、1級の精神障がい者保健福祉手帳を持っている人

### 【申し込み】

3月1日(水)以降に各種障がい者手帳を持って福祉課へ直接

## 令和5(2023)年度みよし市奨学金

教育行政課 ☎32-8028 FAX34-4379

**期間** 4月から正規の修業期間終了まで

※年度ごとに継続のための審査があります。

**対象** 高等学校、大学もしくはこれらと同等の学



ホームページ

校に在学、または4月に入学予定で次の全てに該当する人

- 成績優秀および品行方正(5段階評価で平均3.5以上)
- 保護者などが市内に継続して1年以上居住
- 経済的に修学が困難

※令和5(2023)年度から所得要件を緩和します(世帯全員の令和5(2023)年度の市民税所得割額が77,101円未満)。

**支給** 高校生など…月額8,000円、大学生など…月額12,000円(予算の範囲内での支給)

**申込** 3月31日(金)までに申請書(3月1日(水)から教育行政課で配布、ホームページからダウンロード可)に必要な事項を記入し、教育行政課へ直接

### 【奨学金への寄付について】

みよし市奨学金は、皆さんからの寄付金を積み立てて奨学基金を設立し、経済的な理由により修学困難な学生および生徒に支給しています。奨学基金への寄付は随時受け付けています。趣旨にご賛同いただける個人・団体がございましたら、教育行政課までご連絡ください。

## 尾三地区自治体間連携の協定締結

学校教育課 ☎32-8026 FAX34-4379 企画政策課 ☎32-8005 FAX76-5021

みよし市、豊明市、日進市、東郷町が共同で「尾三地区自治体スクールロイヤー共同設置事業」として、愛知県弁護士会から推薦してもらったスクールロイヤーを設置することとなり、その協定締結式が2月6日(月)、みよし市役所で行われました。学校だけでは解決が困難な児童生徒の問題に、弁護士が学校を訪問して相談を実施。尾三地区の市町が定期的または臨時的な学校における対応困難事案に対する相談業務を足並みをそろえて実施することで、情報交換などを効率的に行うことを目的としています。



## NEWS 119 尾三消防 尾三消防組合 ☎38-0119

みよし市、日進市、東郷町、豊明市、長久手市を管轄する尾三消防組合からのお知らせです。



### 全国一斉春の火災予防運動 3月1日(水)～7日(火)

3月1日から7日まで、春の火災予防運動が全国一斉に実施されます。春は1年のうちで最も火災が多い季節です。また春は乾燥が続き1年中でも特に風が強く、炎が燃え広がりやすく非常に危険です。ぜひこの機会にご家庭の防火対策を確認してみましょう。

### ■放火火災防止対策

令和4(2022)年中に尾三消防本部管内で発生した火災は79件、そのうち放火(疑い含む)は7件で最も多く、全体の約10%を占めています。放火は人が意図的に火を付けることによって発生することから、未然に防ぐことは難しいと思われがちですが傾向を知ることによって対策が可能です。そのため、家の周囲は常に整理整頓し燃えやすい物を置かない、外灯などで家の周囲や駐車場を明るくして、放火されない環境をつくりましょう。

### ■出前防火講座

尾三消防本部では出前防火講座を下記の内容で開催しています。「火災を発生させない」をテーマに、火災予防に対する講義など、分かりやすく火災を防ぐ方法をお伝えします。

- 内容** 火災予防に対する講義やトラッキング(コンセント)火災実験、防災燃焼実験の見学など
- 時間** 30～90分程度 **対象** 管内在住の高齢者
- 定員** 10～50人程度

**【申し込み】**尾三消防本部予防課へ電話(☎38-7236)

※会場は申込者でご準備ください。

### 市税などの納期 納税課 ☎32-8051 FAX76-5103

市税などの納付は便利で安心な口座振替をご利用ください。  
※口座振替は市内の指定金融機関へ直接お申し込みください。市外の本支店などで申し込む場合は納税課までご連絡ください。

(普)…普通徴収

区分	納付期限
固定資産税・都市計画税	1期・全期前納 5月1日
し尿汲取り手数料	上期 5月1日

### みよし市の人口

(令和5(2023)年2月1日現在)

人口 61,508人(+23人)

男性 31,525人(+1人)

女性 29,983人(+22人)

世帯数 25,389世帯(+1世帯)

※( )は前月比